現場代理人の取扱いについての改正概要　新旧対照表

改　　定　　後	現　　行	解 説 及 び 資 料
３　他工事と現場代理人が兼務する場合 　現場代理人は、監督職員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。なお、現場代理人はいずれかの現場に常駐することを原則とし、１日に１回以上、兼務する全ての工事現場を巡回し、その運営、取締りを行うものとする。 　ただし、工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務が不適当と認められる場合は兼務を取り消すものとする。 （１）相互　関係のある工事 　市内の公共工事（発注者が国・県等の場合を含む）において、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事を同一の建設業者が、同一の場所又は工事現場のうち、相互の間隔が１０km程度（工事場所が３か所以上ある場合は、全ての工事場所が、直径１０km程度の円の内部に位置すること）又は移動時間が３０分程度の近接した場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において施工する場合。ただし、各々の工事において、請負額が４，５００万円未満（建築一式９，０００万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）である場合、兼務できる工事の件数は２件までとする。 （２）～（３）　略	３　他工事と現場代理人が兼務する場合 　現場代理人は、監督職員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。なお、現場代理人はいずれかの現場に常駐することを原則とし、１日に１回以上、兼務する全ての工事現場を巡回し、その運営、取締りを行うものとする。 　ただし、工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務が不適当と認められる場合は兼務を取り消すものとする。 （１）密接な関係のある工事 　市内の公共工事（発注者が国・県等の場合を含む）において、密接な関係のある二つ以上の工事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を同一の建設業者が、同一の場所又は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿近接した場所（市内全域又は近隣の市は概ね１０km以内）において施工する場合。ただし、各々の工事において、請負額が４，５００万円未満（建築一式９，０００万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）である場合、兼務できる工事の件数は２件までとする。 （２）～（３）　略	現場代理人の兼務要件を緩和し、建設業者の生産性向上、技術者不足の解消及び業務効率化を図るもの。

改　　定　　後	現　　行	解説及び資料
（４）災害に係る応急工事 Ⅰ　同一の建設業者が、同一の場所又は工事現場のうち、相互の間隔が１０km程度（工事場所が３か所以上ある場合は、全ての工事場所が、直径１０km程度の円の内部に位置すること）又は移動時間が３０分程度の近接した場所で請負金額が４，５００万円未満（建築一式９，０００万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）と、請負金額が５００万円未満の災害に係る応急工事を施工する場合、兼務できる工事の件数は２件までとする。 Ⅱ　請負金額が５００万円未満の災害に係る応急工事を施工する場合。兼務できる工事の件数は３件までとする。 ７　適用日 令和５年４月１日から適用する。 令和７年２月１日から適用する。 令和８年４月１日から適用する。	（４）災害に係る応急工事 Ⅰ　同一の建設業者が、同一の場所又は近接した場所（市内全域又は近隣の市は概ね１０km以内）で請負金額が４，５００万円未満（建築一式９，０００万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）と、請負金額が５００万円未満の災害に係る応急工事を施工する場合、兼務できる工事の件数は２件までとする。 Ⅱ　請負金額が５００万円未満の災害に係る応急工事を施工する場合。兼務できる工事の件数は３件までとする。 ７　適用日 令和５年４月１日から適用する。 令和７年２月１日から適用する。	